

議案第19号

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年 2月15日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例

川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号中「は住宅令」を「は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の住宅令（以下「旧住宅令」という。）」に改め、同号ア中「(ア)から(ウ)まで」を「次」に改め、同号ア(ア)中「程度が」の次に「公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第103号）第1条の規定による改正前の」を加え、「住宅省令」を「旧住宅省令」に改め、同号ア(イ)中「住宅省令」を「旧住宅省令」に改め、同号ア(ウ)中「住宅令」を「旧住宅令」に改め、同条第2項第2号中「住宅省令第24条」を「規則」に改め、同項第3号中「住宅省令第25条」を「規則」に改め、同項第5号中「被保護者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永

住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者」を加え、同項第8号中「ア又はイ」を「次」に改める。

第30条第3項中「ア、イ又はウ」を「アからウまで」に、「住宅令」を「旧住宅令」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

公営住宅法の一部改正に伴い、引き続き同居親族があること等を市営住宅の使用申込者の条件とすること等のため、この条例を制定するものである。